

災害救援情報

福岡県社会福祉協議会 福岡県共同募金会 発行

代 表 TEL (092)584-3377 FAX (092)584-3369
災害福祉支援センター TEL (092)584-3630 FAX (092)584-3790

ボランティア活動保険 大規模災害特例加入が適用されます

全国社会福祉協議会では、令和3年8月11日からの大雨災害への緊急的な被災地支援活動に対応するため、下記のとおり、「ボランティア活動保険」の特例加入を適用しました。

被災地社協の事務負担軽減のため、災害ボランティア活動を行う場合は、地元社会福祉協議会で加入するよう働きかけをお願いします。

なお、ボランティア活動保険のWEB加入申込については、現在、全国社会福祉協議会が準備中です。本日中に、全国社会福祉協議会のホームページ上で申込可能となる予定です。

- 1 対象となる災害支援
令和3年8月11日からの大雨災害に係るボランティア活動
- 2 適用日
令和3年8月17日(火)
- 3 特例となる事項
(1) 加入申込手続きが完了した時から即時の補償開始とする。
(2) ボランティアが居住または所属する最寄りの社会福祉協議会以外に、被災地の社会福祉協議会での加入申込も可能とする。
- 4 ボランティア活動保険の加入手続きについて
福祉保険サービスホームページの社協専用ページより、「大規模災害マニュアル」 「加入申込書(災害時用)」を御使用ください。
- 5 WEBによるボランティア活動保険の加入申込ページ(8月18日中に開始予定)
<https://www.saigaivc.com/insurance/>

令和3年8月福岡県豪雨災害義援金の 募集を開始しました

福岡県共同募金会では、令和3年8月11日からの大雨により被災された県民の方々を支援することを目的に、別添要綱のとおり、義援金募集を開始しました。

現時点では、ゆうちょ銀行のみでの募集ですが、準備が整い次第、福岡銀行、西日本シティ銀行での募集も開始する予定です。

詳細については、別添の募集要綱を御確認ください。

【問い合わせ】

福岡県共同募金会 Tel.092-584-3388

「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人福岡県共同募金会

1 趣旨

令和3年8月11日からの大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、久留米市には災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年8月福岡県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年12月30日（木）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行（1）	口座記号番号 00920-0-212540		福岡県共同募金会令和3年 豪雨災害義援金
福岡銀行（2）	春日原支店 （277）	普通預金 口座番号調整中	社会福祉法人福岡県共同募 金会
西日本シティ銀行 （2）	春日原支店 （003）	普通預金 口座番号調整中	

1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

2 ゆうちょ銀行以外の銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用したの振込みは手数料有料。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金品配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

7 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和3年8月17日から施行します。

8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp